

保育の必要な事由について

認定こども園・保育所での保育を希望される場合の保育認定(2号認定・3号認定)にあたっては保護者が次の(1)保育の必要な事由に該当し、(2)保育の必要量に応じた区分を選択していただくことになります。

(1) 保育の必要な事由

- 就労(フルタイム、パートタイム、自営、内職、農業など)
- 妊娠、出産(産前・産後8週間)
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(90日間)
- 就学、職業訓練
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- その他、上記に類するとして町が認める場合

(2) 保育の必要量に応じた区分

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

- 保育標準時間利用：月120時間以上の就労
施設利用可能時間は、就労形態により施設開所から閉所まで

(11時間を超える利用の場合、延長保育料をいただくことがあります。)
- 保育短時間利用：月64時間～119時間の就労
施設利用可能時間は、最大8時間